

労働基準関係法令違反に係る公表事案

新潟労働局

最終更新日：令和7年1月6日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他
金子屋老舗	新潟県新発田市	R6.1.12	労働基準法第24条	労働者5名に、6か月間の定期賃金合計約760万円を支払わなかったもの	R6.1.12送検
三幸製菓(株)	新潟県新潟市北区	R6.2.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第290条	焼き釜と煎餅のかけらとの間に防火のため必要な間隔を設けなかったもの	R6.2.2送検
(株)晴耕舎	新潟県長岡市	R6.3.13	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の3	特定元方事業者として仕事の工程に関する計画及び当該作業場所における主要な機械、設備等に関する計画を作成しなかったもの	R6.3.13送検
(有)原ホーム	新潟県長岡市	R6.3.13	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に解体用車両系建設機械を運転させたもの	R6.3.13送検
(株)蓬萊館	新潟県長岡市	R6.3.26	最低賃金法第4条	労働者11名に、10か月間の定期賃金合計約1,200万円を支払わなかったもの	R6.3.26送検
(株)LOTTE Hotel Arai	新潟県妙高市	R6.6.6	労働基準法第32条 労働基準法第36条第6項	労働者2名に、36協定の延長時間及び法定の限度時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R6.6.6送検
(株)プラスワンサービス	新潟県妙高市	R6.8.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則97条	4日以上の上休を要する災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.8.8送検
マルタスギヨ(株)	新潟県新潟市秋葉区	R6.11.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車の荷台から荷卸し作業を行う際、作業を指揮する者を定めていなかったもの	R6.11.8送検
(一財)上越市環境衛生公社	新潟県上越市	R6.11.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第533条	マンホール内で、墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.11.8送検

(有)フィックス	新潟県燕市	R6.11.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械に安全装置等を取り付けていなかったもの	R6.11.11送検
(株)日本建機	新潟県村上市	R6.12.2	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーンを使用する作業に関し関係請負人に指導を行っていなかったもの	R6.12.2送検
(株)砂井	新潟県新潟市南区	R6.12.2	労働安全衛生法第20条 クレーン則第66条の2	移動式クレーンを用いて作業を行うに際し労働者の作業場所及び立入禁止場所を定めていなかったもの	R6.12.2送検
丸稲興業(株)	新潟県長岡市	R6.12.2	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ11mの建屋屋上で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく下請労働者に作業を行わせたもの	R6.12.2送検
(有)若林建装	新潟県見附市	R6.12.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ11mの建屋屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.12.2送検